

人間不平等の起源と日本人の法意識

労契法 20 条、現代の差別との闘い。

「地域と労働運動」2015 年 1 月号掲載。

2014/12/10

中島義雄（郵政ユニオン長崎）

1、はじめに

11 月 30 日、郵政ユニオンが主催した「労働契約法 20 条裁判の原告を支える会」の発会総会は、200 名を超える仲間たちが参加し、大成功をした。日本の非正規社会を変えるための一里塚、20 条裁判はいま全国で 5 件闘われている。その基本は非正規雇用者の均等処遇を求める提訴である。

しかし、知る通り、労契法 20 条は「有期雇用者と無期雇用者の労働条件の不
合理排除」項ではあるが、ここではなにが不合理であるのかの基準がない、ま
さに玉虫色の法律であり、また判例もない。

これが示すように、いま日本社会は「不平等」や「差別」を、裁判で争うし
か解決できない、みすばらしく不自由な法国家である。人はいかほど前を向い
て歩いてきたのかと、労組の現実と、時代の復古と反動の歴史的現実を考えざ
るを得ない。

2、不平等起源論。

「人間は、だれもが認める通り、本来、相互に平等である」という思想を根
底に書かれた、哲学者・ルソーの「人間不平等起源論」が世に出た 1755 年から
今年で 260 年が経つ。

ルソーの哲学思想は、1789 年のフランス革命に大きな影響を与えたことで知
られる。ルソーの「社会契約論」を評して、イギリスのある学者が、有史以来
の人間に最も影響を与えた本として、「聖書」と「資本論」と「社会契約論」を
挙げているくらいで、いわば現代世界の民主主義の祖ともいえる。

ルソーが生国のスイスからフランスに出てきたころのパリは、ルイ王朝の支
配する絶対王政の国であった。国民は貧しく、生きるのに必死という生活を目
の当たりにしたルソーは、この貧困の元を不平等ととらえ、「不平等の起源とは
なにか。そしてそれは自然法によって是認されるのか」と問い、これは「自然
法に反する」と考えた。

そして、自然状態から人間が進歩改良をする社会になると、富が生まれ、
差別や不平等が起き、その富を守るために為政者が武装し、専制政治が起こる、
として、これを批判する。

しかし当時のフランスの知識階級は、現代でいう富裕層だから、当然にもだ
れもこの彼の主張を受け入れることはせず、ルソー自身「これを理解しうる読者
は、全ヨーロッパを通じて、ごくわずかしかない」と、述べているくらいだっ

た。

同じくフランス革命に影響を与えた人に、フランスの哲学者・モンテスキューがいる。歴史の偶然だが、ルソーの「不平等の起源論」を出したその年、モンテスキューが生まれている。

モンテスキューはその著「法の精神」(1748年発行)の中の「極端な平等の精神について」でこう書く。「天が地から遠く隔たっていると同じくらい、真の平等の精神は、極端な平等の精神から遠く隔たっている。・・・自然状態においては、人間は確かに平等の中に生まれるが、そこに留まることはできない。社会が彼らに平等を失わせ、彼らは法律によってしか再び平等にはならない」とした。

これらの書物が当時の、絶対王政からの革命をめざす論拠となり、時代は国民権の思想へと流れていく。その底流は、貧困と格差に怒る国民の闘いにあった。

3、自由と平等論は企業にはない。

このフランス革命の「自由・平等・博愛」の大原則は、世界史的にも自由主義国家の法の基礎として位置する。しかし、自由主義社会はブルジョアの社会とも呼び換えられるが、そのブルジョア(富裕層)が、企業を興し、労働者を雇用するとき、自由や平等の思想は、企業に働く人には適用されない。いわゆる『賃労働と資本』=賃金とい鉄鎖でつながれた半奴隷状態の関係だが、日本でも言われる、「民主主義は工場の門前で立ちすくみ」(熊沢誠甲南大学名誉教授)「権利の法は企業内では首を垂れる」からだ。また権利法が仮にあったとしても、働く人の諸権利は正社員のためであり、正社員の労組もこの会社と協調路線をとり、非正規社員は「無権利」に放置されたままである。

その結果、70年代には、一般労働者と会社のトップの賃金格差は15倍であったのに比べ、今や700倍へと広がったという数字があるくらいだ。また労組組織率も毎年下がり続け、18%を切った。非正規で働く人には正社員(本工)労組へも期待感がない。

そうして現代社会が貧困と格差の中にあり、富は社会の5%にすぎない富裕層が9割を独占する歪んだものとなっている。その理由は、労働の成果を働く人に公正に配分しない制度=非正規雇用社会と賃金格差にあることは明らかだ。

4、雇止め解雇から均等処遇へ。

郵政ユニオンはこれを正したいと考える。そのために正社員と非正規者員との均等待遇を求めて、労働契約法20条裁判を起した。

2014年5月と6月に、郵政で働く非正規雇用の期間雇用社員12名(いずれの郵政ユニオン所属)が、東京地裁と大阪地裁へ、労契法20条による均等処遇を求めて提訴した。これは、本当に勇気ある決断であった。

郵政の社員数は40万人であるが、うち半分の20万人は非正規期の期間雇用

社員である。知られていないが、この契約期間は半年間であるが、もう長い人は10年をはるかに超えて契約を反復更新しつつ働いている人たちだ。

もちろん、任意の契約だから、双方の事情で契約しないことも起こる。会社は、賃金が高く長期間の雇用者を、新たな安い労働条件の者に入れ替えたいといつも思っていることから、働く人のわずかなミスや事故やトラブルをとらえ、契約更新を打ち切ってきた。いわゆる雇止めだ。

私たちは旧全通時代からも、いくつも雇止め無効の裁判を起してきたが、雇止め＝解雇撤回を勝ちとることはできなかった。しかし、2007年の郵政民営化をまたいで6年間働いてきた岡山中郵の萩原君の雇止め無効裁判で、初めて最高裁がこれを認め、私たちが完全勝訴した。2012年10月のことである。最高裁は契約の打ち切り＝雇止めも解雇であり、整理解雇4要件を適用するという明確な判断を示し、萩原君は職場復帰ができたし、今も元気で働いている。

郵政で働く正社員の雇用者は、日本郵政本社の社長（昔でいうと郵政大臣）と各会社の社長であるが、期間雇用社員の雇用主は現場段階の郵便局長である。その郵便局の現場はほぼ50人単位で部課制度が敷かれている。その中で勤務評価の権限は、概ね部長（2年前に改編される前の課長だ）が握っている。期間雇用社員の生殺与奪の権限はここにある。当然雇止めもここが判断し、これまで多くの人々が、いとも簡単に首を切られてきた。この最高裁での勝利判決で、郵政ユニオンの「簡単には首にはさせない闘い」が確実に進んだのだ。

国の統計では今非正規雇用者は2000万人とされる。全労働者の3分の一だ。郵政は20万人の非正規社員が働き、実に全国の1%の比率となる。ここでの雇止め勝利は郵政だけでなく、全国へも非常に大きな効果をもたらした、大事な意味があった。

5、ようやく労契法裁判が立ち上がる

そして、労契法20条裁判である。郵政といえども、また郵政ユニオンがあったとしても、原告に名乗りを上げて、会社と闘うなどということは、身分が不安定な契約社員にとって、非常に厳しい現実が待ち受けている。首を切られるかもしれないという不安は、当該でないとわからない、恐怖感である。

実は、長崎の郵政ユニオンがこの労契法裁判を意識したのは、昨年9月の支部大会での出来事からである。支部の顧問弁護士の中川拓弁護士が、郵政の賃金実態が正社員と非正規社員には2対一の格差がある、という長崎中郵支部や中央本部の資料を見て、「なぜ郵政ユニオンは労契法裁判をしないのか」と、強く裁判提訴をすすめられた。

正直、労契法などは、これまで闘いの成果としての労働協約などを含めて、労働の権利破壊法としか考えていなかった私たちにとって、不勉強の極みそのものであった。しかし、その後、さらに詳しくそのことを学び、支部でも「やろう」となった。

そして支部から出ている中央執行委員の高口美和子支部長が、昨年10月の中

執会議で問題提起を行った。経過は省くが、郵政ユニオンの中執会議も、すでに先行議論されていたことから、一致して「やろう」となって、この裁判立ち上げの準備が進み、今年5月の郵政ユニオン東日本裁判の提訴となった。

長崎からは幾人かの原告候補者がいたが、みんな意義は認めるが、自分が名乗りを上げることの決断がつかず、裁判の原告にはなれなかった。今その心中や本音が聞けるが、支部もいまひとつ背中を強く押すことができなかったことも事実である。理由の一つは、今以上、自分だけが「金をとりにいくことの強欲者」批判や、会社内での孤立感があったからだが、この壁は一定の組織をもつ長崎でも堅かった。

6、非正規による非正規のための運動を目指して。

こうして始まった労契法裁判の、原告団を支える会の発会総会が、11月30日、東京で開かれた。一番のメインは、原告団の挨拶にあった。総会に参加した支部の仲間の報告によると、「原告団は素晴らしかった。全国の非正規で働くすべての人の権利回復のための闘いであり、自分たちはその捨て石になる覚悟である」という。同じく中央本部の総会レポートにも、「原告団の決意表明には目頭が熱くなった」と感動的な言葉が載っている。

また、ある友人から結成総会の報告が届いたが、その中で、集会の司会をした高口美和子中執のことで、「なによりも、非正規の均等処遇要求裁判の集会を、契約社員の彼女が行ったことに大きな意味があると思う」と感想を述べている。

この労契法裁判で、一気に非正規の非正規による非正規のための組織と運動という局面まで到達することはないが、郵政ユニオンにとって、いま、郵政の本工主義労働運動の典型としての大労組主義から脱皮し、非正規のための闘いの道をしっかり歩むという意思表示が、労契法裁判を支える全国総決起集会と発会総会であったと思える。運動も意識も、明確に一步進んだと思う。

7、日本人の法意識と労契法裁判

最後に、日本人の法意識について一考する。

1748年だが「法の精神」の中でモンテスキューは、日本人の法意識に触れてこう言っている。「日本の法律の無力さについて」で、「日本ではほとんどの罪は死をもって罰せられる。日本の皇帝はあらゆる財産の所有者であるため、全ての罪が、直接皇帝の利益に反することから、大変な罪となり、隷属状態化にある。これは自然的防衛に反する」と批判する。続いて「日本人は生まれつき死を軽視し、ふとした気まぐれからでも腹を切るような人々が、刑を絶えず見せつけられることによって、むしろ、それに慣れてしまうのではなからうか」ともいう。そして、「これが日本の法律の起源であり、精神である」とも書く。いずれも1700年代の日本であり、キリシタン弾圧を伝える東インド会社の資料が出典だが、お上にたてつくことを罪とする日本国民の法意識が、根強いのだと感じる。

フランス革命は、国王主権から国民主権への転換であった。それが現代の世界の政治の基本である。しかしである。政治的には主権者である働く人が、経済的には絶対服従を強いられ、非正規雇用の労働実態にあることは、主権者の名が名目だけにすぎず、それは言い方を変えれば、専制経済体制であり、働く人は専制時代の「奴隷」であることと同じである。

現代法は、法の下での平等を基本とする。その法への服従を命じる国が、差別と不平等を強制するなら、働く人々は国への異議申し立てができるし、法の不備を変える権利を持つ。

労契法 20 条裁判は、非正規社会を変える闘いであり、法的には政治的にも経済的に主権者であることの意味表示である。勝利を目指して闘いつづける。